

指定管理者募集要項等に関する質問票への回答

(施設名：セツ石小屋)

質問事項	回答
<p>募集要項3 管理業務の基準及び範囲 (2) 留意事項 「事前に村長の承諾を受けた場合に、業務の一部を専門の事業者へ委託することができます」とありますが(ア)～(エ)以外の業務(例えば物品の運搬、歩荷、販売、飲食提供、経理処理)などを委託する場合は村長の承諾は必要でしょうか。</p> <p>募集要項6 管理業務に要する経費 (2) 指定管理料 上限額が提示されていますが、これは年額でしょうか、三年間の額でしょうか。支払われる時期はいつでしょうか。</p> <p>(4) 備品の購入等に要する経費 現在、村の備品として小屋に設置されているもの(携帯電話、ソーラーパネル、バッテリー、水道管、消化器、AED、布団など)の使用料金・更新・修繕などは、引き続き村の管理になるでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>年額です。支払時期は、後日、村との協議となります。</p> <p>村備品として貸与するものです。使用料金については、指定管理者の負担となります。</p>

仕様書 第1 1 (2) 機能

イ 飲食事業とありますが、現状では飲食店営業許可を取っておらず、販売品(インスタント食品等)を購入者自身で調理してもらう形で提供しています。村としては、今後、施設の改築や新設などをして飲食事業の機能を付加しても良いという考えがあるのでしょうか。その場合、募集要項6 (3) 施設設備の改修等 (ウ) に当てはまるのでしょうか。

現時点で村が具体的に想定しているものはありません。

なお、提案していただくことは可能ですが、村との協議が必要です。

仕様書 第1-2

(2) 管理運営に当たっての留意事項

ク (エ) セツ石条例を遵守とのことですが、幕営料は令和3年度の村議会を通して令和4年1月1日より500円から1000円に値上げされており、この条例の記載が更新されていないものと思われます。幕営料は1000円で良いのでしょうか。

セツ石小屋の設置及び管理に関する条例第8条第2項のとおりです。

村ホームページの行政ガイド→丹波山村例規集(外部リンク)をご覧ください。

仕様書 第5-1

(2) 施設使用料の設定

指定管理の三年間のうちに宿泊料の値上げが議会で検討される可能性はあるのでしょうか。

例

・小屋宿泊料を5000円、幕営料を1500円とし、事前予約をした利用者には1000円・500円を減免するなど。

・小屋の経年劣化箇所の修繕(例えば客室の天井板、床板張り替えなど)を経て検討するなど。

また、仕様書に記載のない料金(冬期暖房料や繁忙期料金など)の設定は村長との協議が必要でしょうか。

提案していただくことは可能ですが、村との協議が必要です。